

令和 7 年 2 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 2 月 25 日（火） 午後 1 時 30 分～1 時 58 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 地下 1 階 第 5 会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴 木 伸 一

2 番 赤 石 忠 秋

3 番 石 原 郷 士

4 番 岩 崎 十三江

5 番 大 澤 恵美子

6 番 櫻 井 正 彦

7 番 清 水 照 夫

8 番 関 口 裕

9 番 田 村 範 行

10 番 深 澤 良 朗

11 番 星 野 邦 夫

12 番 星 野 文 雄

13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員（ 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 新 井 巖 雄

2 番 石 原 茂 樹

3 番 岩 崎 俊 明

4 番 大 塚 孝 一

5 番 奥 澤 孝太郎

6 番 小 倉 正 範

7 番 尾 澤 勝

8 番 金 子 昇

9 番 小 林 和 弘

10 番 武 裕 士

12 番 長 澤 修 一

13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

11 番 田 中 由 郎

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男

事務局長補佐 高 橋 潤 一

主 査 松 嶋 広 晃

事務局 それでは、これより令和7年2月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 皆さんこんにちは。本日も審議事項がありますので、慎重審議の上、総会がスム
ーズに進みますようよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年2月25日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和7年2月25日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「10番：深澤 良朗 委
員」と「12番：星野 文雄 委員」の両名にお願いいたします。

議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和7年2月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になりま
す。東町花輪、畑及び田、契約内容、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権
の移転(売買)を行いたく申請するもの。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長

日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 7 年 2 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、田、資材置場用地。自宅に隣接する土地を資材置場用地として使用したく申請するもの。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠懸第 3 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番 委 員

2 番、赤石です。地図の 1 番をご覧ください。申請地は、伊勢崎桐生線を伊勢崎方面から直進し、阿左美駅前の交差点を左折し、約 100m 直進し、細い路地を右折した所です。きれいに片付いていましたので問題はないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 7 年 2 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。申請件数は 5 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、田、一般住宅用地、売買。現在、アパートに住んでいるが、子どもが成長し、手狭になったことから、閑静で環境の良い申請地に住宅を建築したく申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、工場・事務所用地、売買。現在、工業溶炉の設計・施工、焼却炉の加工等を行っているが、工場が手狭となったため、移転先として申請地を申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 番号 1 番について、笠懸第 5 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、田村です。地図の 2 番をご覧ください。申請地は、桐生競艇場の西側の沼西側の道沿いになります。状況は、始末書の通りです。審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

- 議 長 番号2番について、笠懸第6区の担当委員より説明をお願いします。
- 7番委員 7番、清水です。地図の3番をご覧ください。申請地は、県道69号線を南下し、久宮の〇〇〇がある信号のもう1つ南の信号を右折し、約1km直進した場所になります。西側に建物がありますが、北・東・南側は農地になっています。問題ありませんので、審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。
- 議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。
- 事務局 続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。
番号3番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、建売分譲住宅用地(3区画)、売買。閑静で環境の良い申請地に建売住宅を建築したく申請するもの。
番号4番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、建売分譲住宅用地、売買。閑静で環境の良い申請地に建売分譲住宅を建築したく申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。
- 番号3番
- 議 長 番号3番について、笠懸第7区の担当委員より説明をお願いします。
- 1番委員 1番、鈴木です。地図の4番をご覧ください。申請地は、国道50号線の鹿の信号を約500m南下し、JR両毛線の踏切を過ぎて、更に約400m南下すると、右側に〇〇〇という会社があり、その会社の前を右折します。約140m西へ直進し、最初の十字路を右折して約20m北上した左側となります。東は私道であり、南側は住宅地、北側は自己の畑であり、西側の畑についても地主に説明済みであります。何ら問題はないかと思われますので、審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。
- 議 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。
- 番号4番
- 議 長 番号4番について、大間々第9区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 5 番をご覧ください。申請地は、県立大間々高校のグラウンド、から約 200m 南下し、そこから西に約 20m 直進した場所です。問題はありませんので、審議の程よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 5 番についてご説明いたします。
番号 5 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々桐原、畑、建売分譲住宅用地、売買。閑静で環境に良い申請地に建売住宅を建築したく申請するもの。
以上 1 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、大間々第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 6 番をご覧ください。申請地は、国道 353 線の桐原宿の信号を西に約 400m 直進すると、右側に〇〇〇という商店があり、その手前を右折し、約 50m 直進した左側です。背の低い草に覆われていますが、問題ないと思われますので、審議の程よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 4 議案第 4 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」
次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和7年2月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が7件、再設定が5件ございます。

はじめに新規設定からご説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号1番、笠懸町久宮、台帳、現況とも畑となります。

番号2番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

番号3番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

番号4番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

番号5番、笠懸町鹿及び西鹿田、台帳、現況とも畑となります。

番号6番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

番号7番、大間々町浅原及び小平、台帳、現況とも畑及び田となります。

新規設定7件の地積合計は、43,696 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定番号1番から7番につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 意見等ないようですので、新規設定番号1番から7番について採決をいたします。新規設定番号1番から7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定番号1番から7番の申請は可決いたします。それでは、再設定の利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、再設定について説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号1番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

番号2番、大間々町大間々、台帳、現況とも畑となります。

番号3番、大間々町大間々、台帳、現況とも畑となります。

番号4番、大間々間町塩原、台帳、現況とも田となります。

番号5番、東町小夜戸、台帳、現況とも畑となります。

再設定5件の地積合計は、15,601.5 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。再設定番号1番から番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、再設定番号1番から番号5番について採決をいたしま

す。再設定番号 1 番から番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、再設定番号 1 番から番号 5 番の申請は可決いたします。
ありがとうございました。

これですべての審議を終了しましたので、令和 7 年 2 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 7 年 2 月 25 日 午後 1 時 58 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

10 番委員

深澤 良朗

12 番委員

星野 文雄